

# 令和5年度 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 遠州流域治水協議会

## 民間連携コンソーシアムの枠組(案)

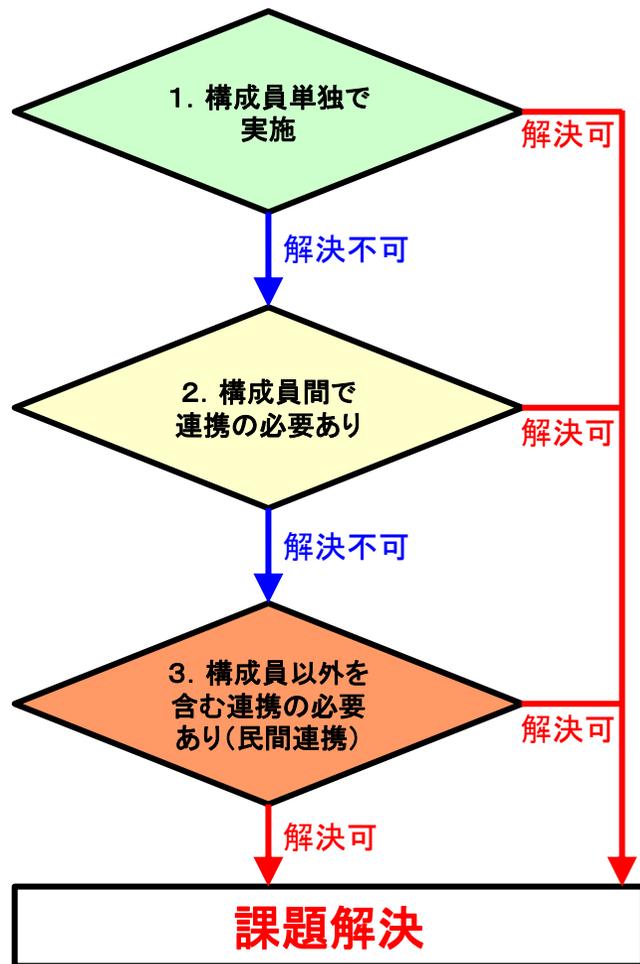
### 【目次】

- |                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 1. 民間連携のための会議体の必要性             | p. 1   |
| 2. 遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会の概要 (案) | p. 2~3 |
| 3. 懇談会設立に向けた令和5年度スケジュール (案)    | p. 4   |
| 4. 協議会規約改定 (案)                 | p. 5~6 |
| 5. 遠州流域治水オフィシャルサポーター規約 (案)     | p. 7   |

# 1. 民間連携のための会議体の必要性

- 流域治水の取組を促進するため、流域治水オフィシャルサポーター制度(国)が創設され、あらゆる関係者との連携が重要視されている。
- 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会や遠州流域治水協議会においては、(株)静岡新聞社やスズキ(株)がサポーター登録済み。
- 大規模氾濫減災協議会・流域治水協議会に位置付けられている取組実施上の課題解決に向けて、民間と連携し、より一層取組を推進する。
- 課題解決に向けて、構成員単独・構成員間連携により課題解決を目指しつつ、それでも解決が難しい場合などには、民間との連携を視野に入れる必要がある。協議会構成員以外とも連携していく体制を構築することで、協議会における課題解決・取組の更なる推進が期待できる。

## 協議会における課題解決フロー



## 課題解決の具体例:「防災情報の普及啓発に関する課題(民間連携先:報道関連企業)」



一般の方に防災情報を周知し、理解していただき、防災情報を正しく活用していただきたい。そのために**周知の機会**を増やしたいが、周知の機会がない。

まずは協議会構成員間で情報共有・連携での対応を検討

### 解決策例①

周知の機会不足に対し、対応している事例を構成員より情報共有していただく。

### 解決策例②

構成員間で機会を共有し、対応する。

協議会構成員間での情報共有・連携では課題解決が難しい場合、協議会構成員の枠を超えた情報共有・連携についても検討

### 解決策例③

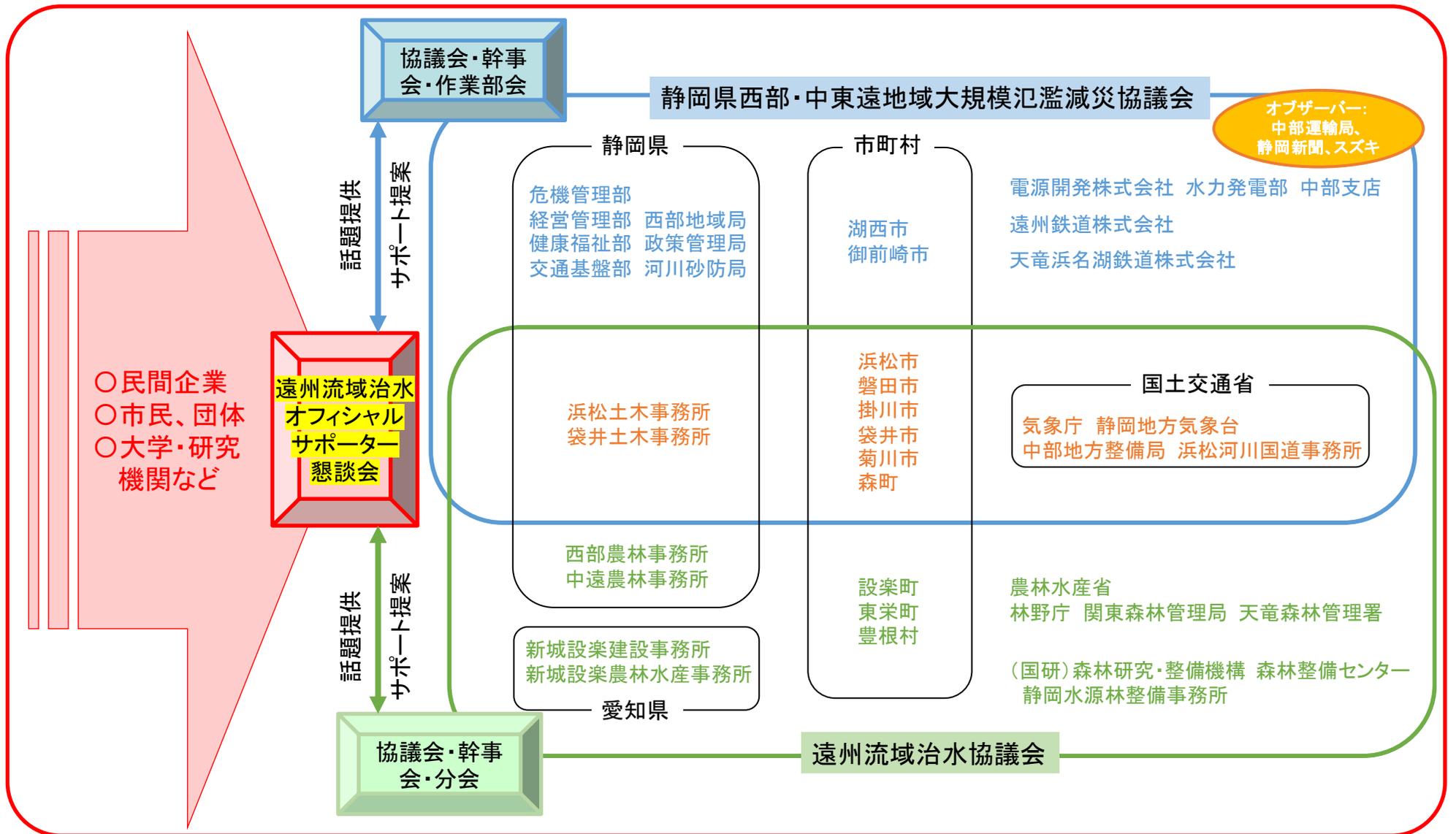
民間と連携し、市民への周知の機会を確保する(連携先:報道関連企業)。

**課題解決:** 協議会構成員以外との連携により、課題解決を目指す

協議会構成員以外とも連携していく体制を構築することで、協議会における課題解決・取組の更なる推進が期待できる。

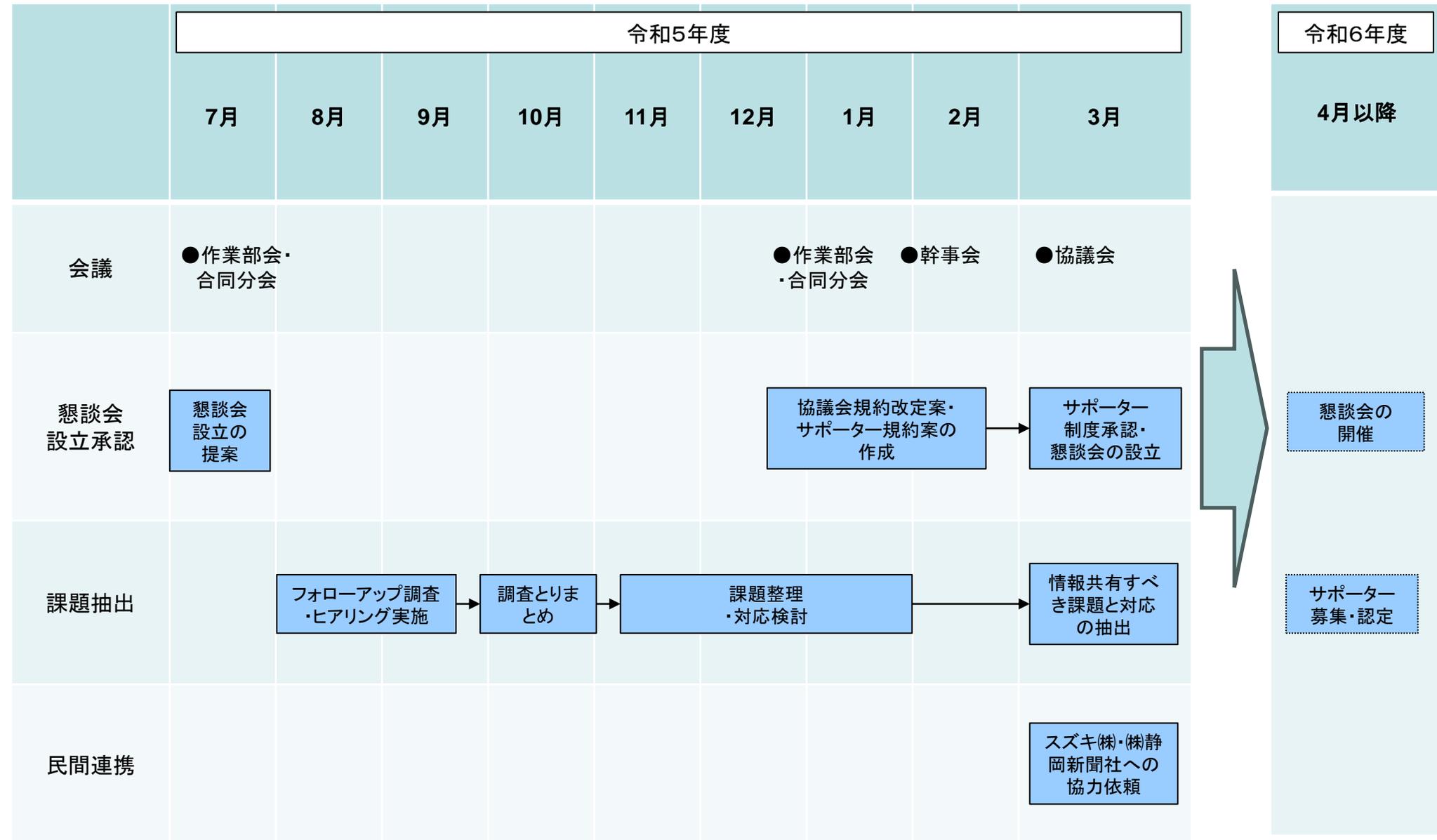
# 2. 遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会の概要(案)

- 民間連携のための会議体(枠組み)として、遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会の設立を提案する。
- 両協議会と遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会で、相互に協議会課題の共有とサポート提案に係る意見交換を行う方針とする。
- 遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会には、民間企業に加えて、市民、団体、大学・研究機関など協力頂ける方も含むものとする。





# 3. 懇談会設立に向けた令和5年度スケジュール



# 4. 協議会規約改定(案)

## 減災協議会規約の改定イメージ案

### 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9および第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「菊川水防災協議会」、「天竜川下流水防災協議会」、「西部地域豪雨災害減災協議会」、「中東遠地域豪雨災害減災協議会」を統合し、「静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を革新し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係自治体と国、県が連携して、静岡県西部・中東遠地域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、菊川、西方川、稲荷部川、牛淵川、天竜川、阿多古川、安間川、気田川、二俣川、一雲済川、上野部川、太田川、原野谷川、敷地川、仿僧川、今ノ浦川、逆川、宇刈川、馬込川、芳川、都田川、井伊谷川、釣橋川、新野川、水窪川の他、静岡県西部・中東遠地域における浜松河川国道事務所、袋井土木事務所、浜松土木事務所及び浜松市が管理する河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。  
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。  
1) 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。  
2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、「協議会」の取組方針をフォローアップするとともに、各構成員が連携して取り組むべき重点課題に対して実施する取組事項について協議し、共有する。  
3) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別表-2の職にある者をもって構成する。  
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。  
2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。  
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局を、静岡県西部地域局危機管理課、静岡県袋井土木事務所企画検査課、静岡県浜松土木事務所企画検査課、及び中部地方整備局浜松河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年5月16日から施行する。

(規約改正の経緯)

平成30年5月16日実施  
令和元年5月31日第一回改正  
令和2年5月29日第二回改正  
令和3年5月26日第三回改正  
令和4年3月 日第四回改正

### (協議会の構成)【変更案】

第4条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。

- 協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、**遠州流域治水協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。**

### (協議会の実施事項)【追加案】

第5条

- 3) 遠州流域治水オフィシャルサポーターと連携し、取組推進に関する話題提供を行うとともに、提供を受ける取組推進案について検討する。**

# 4. 協議会規約改定(案)

## 流域治水協議会規約の改定イメージ案

遠州流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「遠州流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(対象水系)

第3条 本協議会の対象とする水系は以下のとおりとする。  
1 級水系 天竜川水系 菊川水系  
2 級水系 都田川水系 馬込川水系 太田川水系

(協議会の構成)

第4条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。  
2 本協議会を進めていくにあたり、その他の関係団体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。  
1 流域治水の全体像の検討及び共有。  
2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の策定及び公表。  
3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。  
4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。  
5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。  
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第7条 本協議会構成員の出席により成立するものとする。  
構成員の出席が困難な場合は代理出席を認めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員、運営については、幹事会にて定める「遠州流域治水協議会 幹事会 運営要領」に基づくものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を以下に置く

- ・国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所
- ・静岡県浜松土木事務所
- ・静岡県袋井土木事務所

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

2 プロジェクトに位置付けられた対策の実施者は、原則協議会へ参加するものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和3年8月5日から施行する。

第1回改訂 令和4年3月15日

### (協議会の構成)【変更案】

第4条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。

- ・ 協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、**静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。**

### (協議会の実施事項)【追加案】

第5条

- 3 **遠州流域治水オフィシャルサポーターと連携し、取組推進に関する話題提供を行うとともに、提供を受ける取組推進案について検討する。**

# 5. 遠州流域治水オフィシャルサポーター規約(案)

## 遠州流域治水オフィシャルサポーター規約(案)

### 遠州流域治水オフィシャルサポーター制度 規約(案)

#### (趣旨)

第一条 令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、遠州流域治水協議会を発足しており、河川の氾濫域等において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の各種取組を計画的に推進している。本取組を、民間企業、市民、団体、大学・研究機関等の多様な関係者に幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、遠州流域治水オフィシャルサポーター制度を創設する。この規約は、遠州流域治水オフィシャルサポーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 1 この規約において、「遠州流域治水オフィシャルサポーター」(以下「サポーター」という)とは、制度に基づき登録された遠州流域において活動中及び活動予定のある民間企業、市民、団体、大学・研究機関等である。  
2 この規約において、「遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会」(以下「懇談会」という)とは、サポーターにより組織されるものである。

#### (サポーターの登録)

第三条 サポーターとしての活動を希望する民間企業、市民、団体、大学・研究機関等は、次のいずれかの取組を通じて「流域治水」に関する活動等を実施するものとする。  
(1) 企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載  
(2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等  
(3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介  
(4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組  
(5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組  
(6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加  
(7) 静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会が認める取組  
(8) その他、流域治水に資する優良な活動

#### (懇談会)

第四条 サポーターは懇談会を通じ、静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会の減災・防災に資する取組について、情報交換、意見交換を行う。この結果については、両協議会へ報告する。

#### (懇談会の運営)

第五条 懇談会の運営は、静岡県西部中東遠地域大規模氾濫減災協議会及び遠州流域治水協議会の事務局が行うこととし、懇談会の招集及び運営を行う。

#### (取組実施に関わる費用)

第六条 1 取組実施に関わる費用は基本的にサポーターによる負担とする。  
2 ただし、提案内容が協議会構成員に財政的な効果をもたらす場合等において、各協議会構成員からの財政支出を伴う提案を排除するものではない。

#### (リスク分担)

第七条 取組実施時に事故や損失等が生じた場合、その責任は取組実施の段階に応じたリスク分担者が負うことを基本とする。リスク分担は以下の通りである。  
1 実証段階におけるリスクは両協議会が負担することを基本とする。  
2 実装段階におけるリスクはサポーターとこの関係者等が負担することを基本とする。

#### (情報管理)

第八条 1 懇談会において共有された全ての情報は、サポーターの許可なく公開されることはない。  
2 懇談会において共有された情報の公開に当たっては、サポーターの了解を取るものとする。

#### (雑則)

第九条 この規約に定めるもののほかは、懇談会に諮り定めるものとする。

#### (付則)

第十条 この規約は、令和6年●月●日より施行する。